

# 京都府貨物自動車運送事業者等経営改善支援 事業費補助金のご案内(令和7年度募集)

一般社団法人京都府トラック協会(以下、「協会」という。)は、原油価格高騰等の影響により、厳しい経営状況にある府内の道路運送事業者等の経営効率化を推進することを目的として、本事業に取り組む者に対し、その取組を支援する補助金(以下、「補助金」という。)を支給します。

## <申請受付期間>

令和7年4月21日(月)から令和7年8月29日(金)まで

※申請状況により、受付期間内であっても早期に受付を終了する場合があります。

## <補助対象期間>

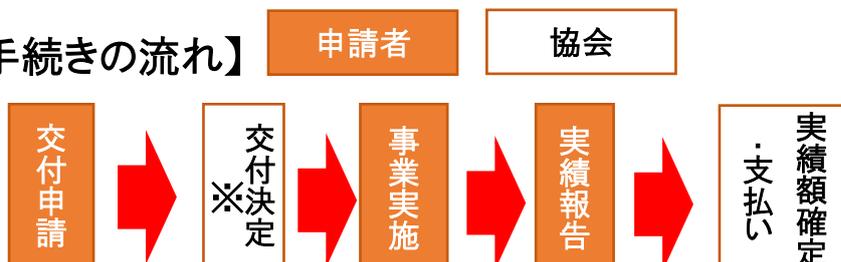
令和7年2月22日(土)から令和8年1月9日(金)まで

## <実績報告期限>

事業完了日から10日を経過した日または令和8年1月19日(月)の早い日まで

1 補助対象者	(1)貨物自動車運送事業者であって、京都府内に事業所等を有する中小企業者 または (2)貨物自動車運送事業者と連携して経営効率化のために3(3)の事業を実施する、京都府内に事業所等を有する中小企業者((1)1事業者当たり、最大5事業者まで)
2 補助額・補助率	1事業者当たり 10万円～100万円【税抜】 補助率3分の2以内 ※ 交付申請時に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が推進する、 (1) サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携 (2) 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)の遵守 を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上で宣言・登録していない中小企業者は、1事業者当たり10万円～75万円(税抜)、補助率は2分の1以内となります。 ※ 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることとなった場合でも、交付決定額が申請額を下回る場合があります。
3 補助事業	(1)テールゲートリフターの導入 (2)パレット(1,100mm×1,100mm・プラスチック製平パレット等)、トラック搭載用2段積みデッキの導入 (3)予約受付システム、ASNシステム、受注情報事前確認システム、パレット等管理システム、配車計画システム、労務管理システム等の導入 (月額利用料の経費は補助対象期間内のみ対象)

## 【手続きの流れ】



※交付決定額は、支払額ではありません。  
支払額は、実績報告をもとに決定します。

## I 補助対象者

- (1) 貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法に基づく「一般貨物自動車運送事業」又は「特定貨物自動車運送事業」の許可を受け、令和7年2月1日時点において、京都府内に営業所及び事業の用に供する車両(一般乗用旅客自動車運輸事業の用に供する車両及び被けん引車を除く。以下同じ。)を有し、事業を営む者)であって、京都府内に事業所等を有する中小企業者
- (2) (1)に規定する貨物自動車運送事業者と連携して経営効率化のために予約受付システム等導入事業を実施する、京都府内に事業所等を有する中小企業者((1)の貨物自動車運送事業者1事業者当たり最大5事業者まで)  
(想定例:倉庫業と連携して取り組む同一の予約受付システム等の導入事業)

### 中小企業者の範囲

原則として中小企業基本法上の中小企業者とします。

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社(以下「会社法人」という。)は、主たる事業として営む業種に応じて、**下表の資本金等又は常時使用する従業員の数(※1)のいずれかの要件に該当すれば中小企業**となり、いずれにも該当しなければ大企業(支給対象外)です。

会社法人以外の法人(※2)及び個人事業主は、下表の主たる業種に応じて、常時使用する従業員の数の要件に該当すれば中小企業となり、該当しなければ大企業(支給対象外)です。

主たる事業の業種	中小企業者の要件(以下のいずれかを満たすもの)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※1 常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や二ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に四ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいいます。

※2 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、企業組合、協業組合、商工組合、事業協同組合、事業協同小組合 等

## II 補助対象事業

### (1)補助事業の内容

補助事業の区分	補助事業の内容
テールゲートリフター導入事業	アーム式、垂直式、後部格納式、床下格納式のいずれかの方式により荷役作業等の効率化に資する機器の導入
パレット等導入事業	輸送における荷役の効率化に資するパレット(1,100mm×1,100mm・プラスチック製平パレット等)、トラック搭載用2段積みデッキの導入
予約受付システム等導入事業	予約受付システム、ASNシステム、受注情報事前確認システム、パレット等管理システム、配車計画システム、労務管理システム等の輸送の効率化及び労働時間の削減に資するシステムの導入

## (2)補助額・補助率

区分	補助上限額	補助下限額	補助率
パートナーシップ構築宣言を登録・公表している	100万円	10万円	3分の2以内
パートナーシップ構築宣言を登録・公表していない	75万円		2分の1以内

## Ⅲ 手続等

### 補助金の申請等

#### <申請受付期間>

**令和7年4月21日（月）から令和7年8月29日（金）まで**

※申請状況により、受付期間内であっても早期に受付を終了する場合があります。

#### (1)申請方法

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等を用いて、下記宛て郵送してください。

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町 48-3 一般社団法人京都府トラック協会 支援金係	令和7年8月29日(金)までの消印有効
--	---------------------

#### <郵送申請での提出に当たって>

レターパックライト又はレターパックプラスで投函される場合は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話での問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。

#### <注意事項>

申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請の受付を行います。

#### (2)交付申請時の準備

##### ア 「パートナーシップ構築宣言」の登録

「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が推進する、

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- (2) 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)の遵守

の宣言を交付申請までに「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上で登録・公開した場合としていない場合では補助上限額・補助率が変わります。宣言予定の方は必ず申請前に「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公開してください。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト  
URL: <https://www.biz-partnership.jp/>

## イ 申請書類

第1号様式に定める申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

### 【提出書類一覧】

<input type="checkbox"/>	交付申請書(第1号様式)
<input type="checkbox"/>	事業実施計画書(第1号様式別紙)
<input type="checkbox"/>	交付決定前着手届(第2号様式) ※交付決定前に事業着手したい場合のみ
<input type="checkbox"/>	申請事業者の事業活動が確認できる資料(★) 法人:直近1期分の法人税確定申告書の別表1の写し 個人事業主:直近1期分の所得税青色申告決算書の写し (または直近1期分の収支内訳写し) ※法人設立一期目で申告期限未到来の法人に限り、法人設立届(写)又は商業登記簿謄本(発行から3ヶ月以内のもの)で代用可とする。
<input type="checkbox"/>	購入する機器等の内容の分かるもの(カタログの写し(購入機器が掲載されたページのみ)、図面等)(★)
<input type="checkbox"/>	購入する機器等の見積書(購入する機器やシステムに関する内容や、費用の内訳、数量が確認でき、税抜き価格が明記されたもの)の写し(★)
<input type="checkbox"/>	誓約書(第7号様式)(★)
<input type="checkbox"/>	支払口座振替依頼書(第8号様式)(★)
<input type="checkbox"/>	補助金の振込先金融機関の通帳の写し(★)

以下の書類は、一般社団法人京都府トラック協会の会員の方は、添付を省略することができます。

<input type="checkbox"/>	許可書(※)の写し ※貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可書
<input type="checkbox"/>	本人確認書類の写し 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) ※有効期間内のものに限り。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。

(★) I (2)に該当する者が申請する場合は、当該申請者分に係る書類の提出も必要です。

### (3)交付の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、事業者に対しその旨を通知します。

#### (4)事業の実施(令和8年1月9日まで)

令和8年1月9日までに事業を実施してください。(支払いまでを完了させること。)

**なお、経費の支払いにあたっては、金融機関等への振込に限り、小切手払いや手形、現金払いによる領収書は認めません。ただし、金融機関等への振込によることができない場合に限り、申請者名義又は申請者が法人の場合の代表者名義のクレジットカードによる支払いは可能とします。(振込手数料は補助対象経費となりません。)**

また、事業の実施に当たって、原材料の価格高騰などで実績額が交付決定額を上回る見込みとなった場合(例: 60万円(事業費 90万円)の交付決定を受けていたが、事業費が120万円になってしまい、交付決定額を80万円に変更したい場合)は、速やかに協会に相談の上、変更承認申請書(第3号様式)を提出し、変更交付決定を受けてください。

※すでに補助上限額での交付決定を受けている場合は、この手続きは不要です。

※予算の状況によっては、変更交付決定を行えない場合があります。

#### (5)実績報告

**事業完了日から10日を経過した日または令和8年1月19日の早い日まで**

事業を実施し終わったら、第4号様式に定める実績報告書類を(1)申請方法に記載の宛先に提出してください。

<input type="checkbox"/>	実績報告書(第4号様式)
<input type="checkbox"/>	事業実施結果報告書(第4号様式別紙)
<input type="checkbox"/>	取得財産管理台帳(第5号様式)の写し ※単価が50万円以上のもののみ作成
<input type="checkbox"/>	購入した機器・システムの写真
<input type="checkbox"/>	発注書又は契約書、納品書、請求書(購入した機器やシステムに関する内容や、費用の内訳、数量が確認でき、税抜き価格が明記されたもの)の写し※
<input type="checkbox"/>	購入代金を支出したことが分かる書類の写し(領収書、金融機関等への振込が確認できる書類(申請者名義で振り込まれた振込依頼書等)、クレジットカードの場合は支払いの明細が確認できる書類 等)※

※補助対象外経費等をまとめて請求又は支出した場合は、全ての請求書、代金を支出したことが分かる書類の写しが必要です。

#### (6)支払い

実績報告の審査終了後、第8号様式により指定いただいた口座に補助金を支払います。

## IV その他

- 1 補助金の交付決定後、補助要件に違反する事実や申請書類の不正その他補助要件を満たさないこと又は補助額が過大であったことが発覚した場合は、協会は補助金の交付決定を取り消します。この場合、交付した補助金を協会に返還していただきます。

また、偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、京都府及び警察に情報提供の上、刑事告訴します。

- 2 補助金支給事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、協会は、申請内容及び事業に関する検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 提出された書類一式は、京都府にも提供します。
- 4 本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書・実績報告書、及び提出資料に記載された情報を、直接又は京都府を通じて他の行政機関等に提供する場合があります。
- 5 他の行政機関等が実施する補助金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接又は京都府を通じて提供することがあります。
- 6 協会又は京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、直接又は京都府を通じて、申請書・実績報告書、及び提出資料に掲載された情報を提供することがあります。
- 7 協会又は京都府に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供することがあります。
- 8 協会は、前5項に掲げる場合を除き、提出いただいた書類に記載された情報を、本補助金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- 9 申請内容の不備等による振込不能等があり、協会が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなし当該交付決定を取り消します。
- 10 補助事業の内容を確認するため、根拠書類について、後日、調査させていただく場合がありますので、5年度間(令和13年3月31日まで)大切に保存しておいてください。

## V 申請手続きに関する問合せ先

一般社団法人京都府トラック協会

電話番号 075-671-3175(月～金曜 9:30～16:00)

※土曜・日曜・祝日と8月15日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み

## VI よくある質問

(内容を更新することがあるので、京都府トラック協会のホームページで最新のものを必ず確認してください。)

### 1 テールゲートリフター導入事業・パレット等導入事業

問1 中古品の機器は補助対象となりますか。

なりません。

問2 今まで使用していた機器が古くなったので、新品に付け替えた場合は補助対象となりますか。

付け替え予定の機器が付け替え前の機器よりもリフト能力が向上している等、機能拡充していれば対象となります。

問3 テールゲートリフター付きのいわゆる「新古車」を導入した場合は補助対象となりますか。

新古車であっても、すでに機器が装着されているものを導入されている場合は、中古品の購入となりますので、補助金の交付を受けることはできません。

問4 テールゲートリフターを装着した車両を新たにリースした場合、または割賦販売で購入した場合は補助対象となりますか。

なりません。

問5 割賦販売のため機器装着車両の所有者が自動車販売会社(ディーラー)となっている場合やリース車両に、テールゲートリフターを別途購入の上、後付けで装着した場合は補助対象となりますか。

対象となります。

問6 労働安全衛生規則等の一部改正に対応するため、テールゲートリフターの使用に必要な保護帽の購入や特別教育を受講する場合、補助対象となりますか。

なりません。

問7 新車購入時に、テールゲートリフターも併せて購入したため、請求書は「車両一式」となっていますが、実績報告時の書類として使用できますか。

できません。補助対象の機器及びその金額が分かる請求書の作成を依頼してください。

問8 補助金の交付を受けた機器は、補助金が交付されてから最低何年間使用しなければならないのでしょうか。

装着した日から、法定耐用年数の期間(5年間)は使用する必要があります。5年未満で処分や譲渡すると補助金を返還しなければなりません。

問9 補助対象が「輸送における荷役の効率化に資するパレット(1,100mm×1,100mm・プラスチック製平パレット等)」とありますが、1,100mm×1,100mm以外の規格は補助対象となりますか。

1,100mm×1,100mmを推奨していますが、業種分野の状況や商品特性等から、1,100mm×1,100mmの採用が困難な場合や、異なる規格の採用がより合理的な場合は、申請書にその旨を明記した上で、1,100mm×1,100mm以外の規格も補助対象とすることが可能です。

## 2 予約受付システム等導入事業

問1 安全管理システムは補助対象となりますか。

なりません。

問2 補助対象のシステムと補助対象とならないシステムがパッケージで販売されている場合、補助対象となりますか。

原則、補助対象のシステムの経費のみが対象となります。  
ただし、経費が不可分であればすべて補助対象となります。

問3 補助対象のシステムに連動するオプション機器の購入費用は補助対象となりますか。

補助対象のシステムのオプション機器であれば対象となります。  
ただし、問2のように、補助対象のシステムに補助対象外のシステムがパッケージとなっている製品の場合、補助対象外のシステムに係るオプション機器は補助対象外となります。

問4 インストール型システムを購入する場合、購入費用(ライセンス料)は補助対象となりますか。

なります。

問5 クラウド型システムを導入する場合、システム利用料は補助対象となりますか。

なります。ただし、補助対象期間(令和7年2月22日～令和8年1月9日)に支払いが完了するもののみとし、年額・月額で支払いしている場合は月割り・日割りで計算し、補助対象経費を算出してください。

問6 交付決定日以前から導入しているシステムの利用料は補助対象となりますか。

なりません。

問7 令和7年2月21日以前から導入している補助対象のシステムを補助対象期間中に更新する場合、更新費用は補助対象となりますか。

なりません。  
ただし、更新後の補助対象であるシステムが、更新前のシステムと比べて機能拡充していれば補助対象となります。

問8 デジタルタコグラフ(デジタル式運行記録計)は補助対象となりますか。

管理システム等の輸送の効率化及び労働時間の削減に資するものであれば、対象となります。

## 3 その他事業全般

問1 現金や小切手、手形で支払いしても補助対象となりますか。

なりません。原則として金融機関等からの振込に限ります。

問2 クレジットカードで支払いをしても補助対象となりますか。領収書の他に必要な書類はありますか。

金融機関等からの振込によることができない場合に限り対象とします。実績報告時には、領収書、カード利用明細書、補助対象期間内に口座から引き落とされたことがわかる資料の提出をお願いいたします。

問3 昨年同じ京都府貨物自動車運送事業者等経営改善支援事業費補助金(受付期間:令和6年6月11日～8月30日、10月7日～11月29日)に申請し、補助金を受給していますが、今回の申請は可能ですか。

可能です。

問4 事業費が想定よりも高額となったため、実績報告時に交付決定額を上回る実績額で実績報告してよいですか。

補助金は交付決定額を上限として支給します。事業費の上振れ等により交付決定額の増額を希望される場合は、速やかに変更承認申請を行ってください。

申請状況により、申請受付期間内であっても変更承認を受けることができない場合があります。また、交付決定額の変更承認を受けた場合であっても、支払額は、実績報告をもとに決定しますので、交付決定額を下回ることがあります。